

休日保育事業の実施について

多様化する保護者の就労形態に対応するため、令和 4 年 4 月 1 日に新規開設する私立保育所において、休日保育事業を実施する。

1 事業概要

- (1) 開始年月日 令和 4 年 6 月 1 日 予約受付開始
令和 4 年 7 月 3 日 利用開始
- (2) 実施日 日曜日及び祝日（12月29日～1月3日を除く）
- (3) 保育時間 7時30分～18時30分（予定）※延長保育なし
- (4) 実施園 下記の私立保育所 3 園
※こども・子育て支援事業計画で定める各区域につき
1 園で実施

区域	施設名(仮称)	所在
深川	さくらさくみらい 新東陽	東陽二丁目
城東	ポピンズナーサリースクール 亀戸	亀戸六丁目
臨海	豊洲枝川さくらんぼ保育園	枝川一丁目

- (5) 定員 各園当たり 10 人程度
- (6) 対象者 下記の要件を全て満たす区内在住の児童
- ・ 満 1 歳以上であること
 - ・ 認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育、認証保育所、保育室、家庭福祉員のいずれかを利用していること
 - ・ 保育の必要性の認定を受けていること
 - ・ 保護者の就労により家庭での保育が困難であること